

知多市告示第28号

知多市民間保育所等給食費軽減対策補助金交付要綱（令和4年知多市告示第141号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月26日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市民間保育所等給食費軽減対策補助金交付要綱（令和4年知多市告示第141号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

この要綱は、令和7年3月26日から施行し、令和6年10月1日から適用する。

(下線部分は改正箇所)

改正後	改正前								
<p>(補助の対象及び補助金の額)</p> <p>第2条 市長は、<u>令和6年10月1日</u>以降に民間保育所等が実施する給食の食材料に係る経費のうち、補助金の交付の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。</p> <p>2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。</p>	<p>(補助の対象及び補助金の額)</p> <p>第2条 市長は、<u>令和5年4月1日</u>以降に民間保育所等が実施する給食の食材料に係る経費のうち、補助金の交付の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。</p> <p>2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="170 692 663 759">補助対象経費</th> <th data-bbox="663 692 1108 759">補助金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="170 759 663 1326"> <p><u>令和6年10月1日から令和7年3月31日</u>までの給食の食材料に係る経費の児童1人1食当たりの単価を月ごとに計算し、令和3年同月の単価と比較して前年の金額より多い場合の差額。</p> <p><u>(令和6年度において、物価高騰による給食費の影響分について、事業者が負担していること。)</u></p> </td> <td data-bbox="663 759 1108 1326"> <p>補助対象経費又は1食当たり<u>10円</u>のいずれか低い額に、その月の給食を提供した延べ児童数を乗じた金額とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費	補助金の額	<p><u>令和6年10月1日から令和7年3月31日</u>までの給食の食材料に係る経費の児童1人1食当たりの単価を月ごとに計算し、令和3年同月の単価と比較して前年の金額より多い場合の差額。</p> <p><u>(令和6年度において、物価高騰による給食費の影響分について、事業者が負担していること。)</u></p>	<p>補助対象経費又は1食当たり<u>10円</u>のいずれか低い額に、その月の給食を提供した延べ児童数を乗じた金額とする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1173 692 1666 759">補助対象経費</th> <th data-bbox="1666 692 2112 759">補助金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1173 759 1666 1326"> <p><u>令和5年4月1日</u>以降の給食の食材料に係る経費の児童1人1食当たりの単価を月ごとに計算し、令和3年同月の単価と比較して前年の金額より多い場合の差額。</p> </td> <td data-bbox="1666 759 2112 1326"> <p>補助対象経費又は1食当たり<u>100円</u>のいずれか低い額に、その月の給食を提供した延べ児童数を乗じた金額とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費	補助金の額	<p><u>令和5年4月1日</u>以降の給食の食材料に係る経費の児童1人1食当たりの単価を月ごとに計算し、令和3年同月の単価と比較して前年の金額より多い場合の差額。</p>	<p>補助対象経費又は1食当たり<u>100円</u>のいずれか低い額に、その月の給食を提供した延べ児童数を乗じた金額とする。</p>
補助対象経費	補助金の額								
<p><u>令和6年10月1日から令和7年3月31日</u>までの給食の食材料に係る経費の児童1人1食当たりの単価を月ごとに計算し、令和3年同月の単価と比較して前年の金額より多い場合の差額。</p> <p><u>(令和6年度において、物価高騰による給食費の影響分について、事業者が負担していること。)</u></p>	<p>補助対象経費又は1食当たり<u>10円</u>のいずれか低い額に、その月の給食を提供した延べ児童数を乗じた金額とする。</p>								
補助対象経費	補助金の額								
<p><u>令和5年4月1日</u>以降の給食の食材料に係る経費の児童1人1食当たりの単価を月ごとに計算し、令和3年同月の単価と比較して前年の金額より多い場合の差額。</p>	<p>補助対象経費又は1食当たり<u>100円</u>のいずれか低い額に、その月の給食を提供した延べ児童数を乗じた金額とする。</p>								

改正後		改正前	
第2号様式（第3条関係）		第2号様式（第3条関係）	
(略)		(略)	
補助単価 ④ (③又は1食当たり <u>110円</u> のい れか低い額)	円	補助単価 ④ (③又は1食当たり <u>100円</u> のい れか低い額)	円
(略)		(略)	